

Q:何のためにマイナ保険証の利用促進をするの？

A:マイナ保険証をご利用いただき、情報提供に同意いただくことで、利用者の過去の健康・医療情報に基づいたより良い訪問看護が受けられます。

Q:利用者本人への説明が難しい場合はどうしたらいいの？

A:利用者ご本人へのご説明が難しい場合には、ご家族等の付き添いの方にご説明をお願いします。

Q:声掛けやチラシ配付の実施有無はどのように確認するの？

A:対象期間中における実施の有無は、「医療機関等向け総合ポータルサイト」で確認いたします。今後、報告フォームを開設し、メール等でお知らせ予定です。

Q:マイナ保険証の利用者が0名だった場合はどうなるの？

A:オンライン資格確認を導入し、運用開始日を入力のうえ、マイナ保険証の利用促進のための取組（お声掛けとチラシの配付）を行っていただければ、結果としてマイナ保険証の利用者が0名だった場合でも、協力金の支給要件を満たします。

Q:利用者がマイナンバーカードを持っていない場合はどうするの？

A:利用者がマイナンバーカードを保有していない場合は、同封のリーフレットを参考に、マイナ保険証のメリットをご説明のうえ、マイナンバーカードの作成等のお声掛けをお願いします。

Q:運用開始が7月からになる場合でも、協力金の支給対象となるの？

A:取組内容の対象期間中に運用を開始し、取組の報告を行えば支給の対象となります。

協力金制度に関するお問い合わせ先

○オンライン資格確認等コールセンター 0800-080-4583(通話無料)

月曜日～金曜日(祝日を除く)8:00～18:00

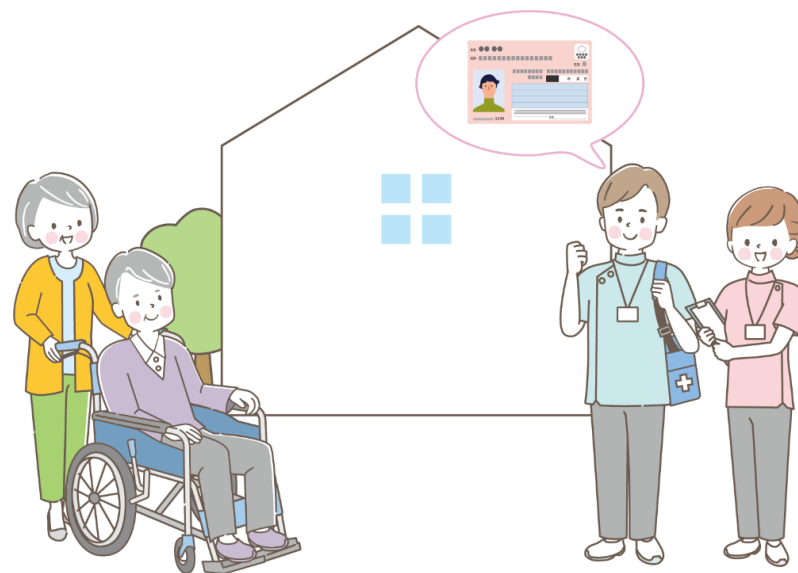
土曜日(祝日を除く)8:00～16:00

○オンライン資格確認等お問い合わせフォーム

<https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=com.med.inquiry>



マイナ保険証の利用促進にご協力いただいた施設に対し 協力金を支給いたします



協力金の支給について

概要

マイナ保険証の利用促進にご協力いただいた訪問看護ステーションに**5万円を協力金として支給**いたします

支給要件

オンライン資格確認を導入し、運用開始日を入力のうえ、利用者等へのマイナ保険証利用促進に係る**お声掛けと、チラシの配付**を実施。

※ 対象期間中における実施の有無は、「医療機関等向け総合ポータルサイト」で確認いたします。今後、報告フォームを開設し、メール等でお知らせ予定です。

対象期間

令和7年(2025年)5月～7月

マイナ保険証の利用促進のための協力金について

対象となる施設

オンライン資格確認(居宅同意取得型)を導入済みかつ、医療機関等向け総合ポータルサイトにおいて「**運用開始日**」の入力が完了している施設が対象となります。

「運用開始日」の入力方法

オンライン資格確認の導入が完了し、マイナ保険証での受付体制が整いましたら、運用開始日の入力をお願いします。

- ① 右の二次元コードより運用開始日入力フォームにアクセスしてください。
- ② 医療機関等向け総合ポータルサイトのユーザー登録時のメールアドレス、パスワードを入力しログインしてください。
- ③ 「運用開始日入力欄」に入力し、送信していただくことで、運用開始日入力は完了となります。

※ アクセスした際に、運用開始日入力欄に日付が記載されていれば、完了済みです。



入力フォームは
こちら

ホーム > 業務 > オンライン資格確認 > 運用開始日登録

検索

運用開始日登録

こちらからオンライン資格確認の運用開始日を登録いただけます。

必須

利用状況

ステータス
利用可

運用開始日入力欄

必須情報
運用開始日

忘れずに
入力してね！

送信

YYYY-MM-DD

取組内容

対象期間において以下の①と②両方の取組をお願いします。

- ① 利用者等へのお声掛け
同封のお声掛けの参考資料もご活用ください。
- ② 利用者等へのチラシの配付
マイナ保険証の利用促進に係る内容であれば、どのチラシでも構いません。

配付用チラシ(例)

訪問看護を利用されている方へ

マイナナンバーカードを
健康保険証としてご利用ください

健康保険証として利用するメリット

一人ひとりの過去の診療・薬剤情報などに
基づいたより良い訪問看護が受けられます

高額療養費制度を活用する場合の書類での
事前申請が不要になります

訪問看護での資格情報(医療保険)の
毎回の提示が不要になります



利用者等への配付用
チラシはこちら

<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001370309.pdf>



△ご注意ください！
令和6年12月2日から
従来の健康保険証は
発行されなくなりました
※ 令和6年12月2日時点で有効な健康保険証は最長1年間有効です

訪問看護を利用する際は
マイナナンバーカード
をご利用ください

とっても
カンタン！

- 1 同意の確認
診療・検査・検診情報の
利用について確認してください。
- 2 本人確認
マイナカードの顔写真を
入力してください。
- 3 資格確認
マイナカードの資格情報を
入力してください。
- 4 確認完了
カードをご利用ください

利用者等への配付用
チラシはこちら

<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001305315.pdf>



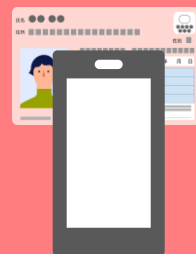
取組の実施報告等について

- ・ 取組の実施報告に関しては、短時間で対応いただける内容で、医療機関等向け総合ポータルサイトから行っていただく予定です。
- ・ 協力金の支給は上記報告をもとに、訪問看護療養費の支払口座に令和7年秋頃を予定しています。

訪問看護を利用されている方へ

マイナンバーカードを 健康保険証としてご利用ください

※ 看護師等が準備したモバイル端末等で読み取ります。



健康保険証として利用するメリット



一人ひとりの過去の診療・薬剤情報などに基づいたより良い訪問看護が受けられます

訪問看護ステーションを利用する際、診療・薬剤・特定健診情報の提供に同意すると、ご自身の健康・医療情報に基づいたより適切な看護などにつながります。



高額療養費制度を活用する場合の書類での事前申請が不要になります

高額な医療費が発生した場合でも、事前の申請をせずに高額療養費制度が適用され、一定額以上の支払いが不要になります。



**訪問看護での資格情報（医療保険）の
毎回の提示が不要になります**

訪問看護を継続的に利用している場合、訪問看護ステーション内で資格情報を確認できるため、毎回提示する必要がなくなります。



診療・薬剤・特定健診の情報連携について

- ご自身が過去の診療・薬剤・特定健診情報を提供することに同意すると、訪問看護ステーションはその情報を閲覧することができます。

※ 過去の診療・薬剤・特定健診情報は訪問看護ステーション内で必要に応じて閲覧しています。

- 同意していない情報が閲覧されることはありません。また、提供した診療情報等は、訪問看護以外の用途に使用されることはなく、個人情報の取り扱いには十分な注意が払われています。

訪問看護ステーションが閲覧できる過去の診療・薬剤・特定健診情報のサンプルイメージ

診療／薬剤情報一覧

作成日：2023年3月27日

1 / 2ページ

氏名カナ	シリアワ タロウ	保険者番号	12345678
氏名	診療 太郎	被保険者証等記号	1234567
生年月日	1962年5月21日	被保険者証等番号	12345
性別	男	枝番	00
年齢	60歳		

受診歴

医療機関名	受診歴
資格クリニック	22年7月
資格医院	22年6月

診療／薬剤実績

診療／薬剤		入外等区分*1	診療識別	診療行為名／医薬品名 (成分名)	
年月	日			【用法】*2 / ≪1回用量≫*2 / 【用法】	
22年7月	19日		資格クリニック		
		外来	医学管理	1. 薬剤情報提供料	1回
			外用	2. ゲンタマイシン硫酸塩軟膏0.1%「イワキ」 1mg (ゲンタマイシン硫酸塩)	10g 1処方分
			手術	3. 皮膚、皮下腫瘍摘出術（露出部）（長径2cm未満）	1回
			検査病理	4. T-M（組織切片）	1臓器 1回
				5. 病理判断料	1回

(例) 診療・薬剤の情報

特定健診情報

実施日		受診勧奨判定値*1	2023/02/01	(例) 特定健診の情報				2021/03/06
身体計測	身長		173.6	173.8	173.5	173.2		173.6
	体重		76.2	74.5	72	74.4		76.2
	腹囲		94.8	91.9	93	92.1		94.8
	内臓脂肪面積*2		—	—	—	—		—
	BMI		25.2	24.7	23.9	24.8		25.2

令和6年12月2日から 従来の健康保険証は 発行されなくなりました

※ 令和6年12月2日時点で有効な健康保険証は最長1年間有効です

とっても
カンタン！

訪問看護を利用する際は マイナンバーカード をご利用ください

1 同意の確認

診療・服薬・健診情報の
利用について確認してください。

全ての項目に同意する	
同意項目については、以下の項目をご確認ください。	
手術情報の提供	限度額情報の提供
☐ 同意する ☐ 同意しない	☐ 同意する ☐ 同意しない
薬剤情報の提供	特定実効療養受療証情報の提供
☐ 同意する ☐ 同意しない	☐ 同意する ☐ 同意しない
特定健診等情報の提供	
☐ 同意する ☐ 同意しない	
全ての項目に同意する	
同意内容を確認する	

2 本人確認

4ケタの暗証番号を入力してください。

暗証番号

暗証番号を入力してください

●	●	●	●
1	2	3	
4	5	6	
7	8	9	
0	キャンセル		



3 資格確認

マイナンバーカードを
読み取らせてください。



4 確認完了



カードをご利用ください



マイナンバーカードを健康保険証として利用する（マイナ保険証）
ための登録がまだの方は、以下2つの準備をお願いします。

STEP1.

マイナンバーカードを申請

■申請方法は以下から選択可能です

- ① オンライン申請
(パソコン・スマートフォンから)
- ② 郵便による申請
- ③ まちなかの
証明写真機からの申請



STEP2.

マイナンバーカードを 健康保険証として登録

■利用登録の方法

- ① 「マイナポータル」から行う
※ 看護師等が準備したモバイル端末等でも登録可能です。登録後、必ずログアウトしてください。
- ② 医療機関・薬局の受付
(顔認証付きカードリーダー)で行う
- ③ セブン銀行ATMから行う

マイナンバーカードを使うメリット

より良い医療を受けることができる

過去のお薬情報や健康診断の結果を見られるようになるため、身体の状態や他の病気を推測して治療に役立てることができます。

また、お薬の飲み合わせや分量を調整してもらうこともできます。事故や災害時にも、お薬情報が共有されて安心です。

手続きなしで高額医療の限度額を超える支払を免除

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

大切なお知らせ

- 令和6年12月2日の時点でお手元にある有効な健康保険証は、12月2日以降、**最長1年間(令和7年12月1日まで)**使用可能です。
 - 令和6年12月2日以降、マイナ保険証を保有していない方には、**お手元にある健康保険証が使えなくなる前に**、申請いただくことなく**「資格確認書」**が交付され、引き続き、**医療機関・薬局・訪問看護ステーション等を受診することができます。**
 - マイナ保険証をお使いの場合は、**マイナンバーカードの券面にある電子証明書の有効期限をご確認**のうえ、期限切れにご注意下さい。
- ※ 券面に記載がない場合の有効期限は、発行から5回目の誕生日までです。マイナポータルでも確認できます。



マイナンバー総合
フリーダイヤル

0120-95-0178

5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。

受付時間(年末年始を除く)

平 日:9時30分～20時00分
土 日 祝:9時30分～17時30分

マイナンバーカード
の健康保険証利用に
ついてもっと知りたい
方はこちら



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

マイナンバーカードの申請方法

マイナンバーカードとは？

対面でもオンラインでも 使える公的な本人確認書類



おもて面は**顔写真付き**なので
なりすましできません！
対面での本人確認書類に！



うら面は**ICチップ付き**でオンラインで安全・確実な本人確認を行うことができる電子証明書などが入っています。税や年金などのプライバシー性の高い情報は入っていません！

4つの申請方法の手順はこちら

(過去に送付された交付申請書がある場合)

スマートフォン

- ① スマホで顔写真を撮影
- ② スマホで交付申請書の二次元コードを読み取る
- ③ 申請用WEBサイトでメールアドレスを登録
- ④ 申請者専用WEBサイトのURLが届いたら、**顔写真を登録、必要事項を入力**して申請完了

パソコン

- ① カメラで顔写真を撮影
- ② 申請用WEBサイトでメールアドレスを登録
<https://www.kojinbango-card.go.jp/apprec/apply/>
又は「マイナンバーカード 申請」で検索
- ③ 申請者専用WEBサイトのURLが届いたら**顔写真を登録、必要事項を入力**して申請完了

証明写真機

- ① タッチパネルから「**個人番号カード申請**」を選択
- ② 撮影用の料金を投入して、交付申請書の**二次元コードをバーコードリーダーにかざす**
- ③ 画面の案内にしたがって、必要事項を入力
- ④ 画面の案内にしたがって、顔写真を**撮影して送信**し、申請完了

郵便

- ① 交付申請書に必要事項を記入し、**6か月以内に撮影した顔写真を貼り付けて郵送**し、申請完了

交付申請書がない場合

専用サイトから交付申請書と封筒をダウンロードできます。プリントアウトのうえ、郵送申請ください。

マイナンバーカード 郵便

詳細は総務省ホームページをご確認ください。



マイナンバーカードの申請方法

出張申請サポートを活用できる場合もあります！

ご自宅に訪問し、マイナンバーカードの申請をお手伝いすることも可能です。
市区町村の窓口に行くことが難しい場合でもマイナンバーカードの申請ができますので、ご活用ください。



施設等における出張申請受付

- ✓ 医療機関や高齢者施設などに市区町村の職員が訪問し、まとめて申請を受け付けます。
- ✓ 本人確認後、マイナンバーカードは本人限定受取郵便等でご自宅へ郵送されます。



個人宅に対する出張申請受付

- ✓ 希望される方のご自宅に市区町村の職員が訪問し、申請手続きをサポートします。



施設や市町村の状況によって、対応が難しい場合がありますので、詳しくはお住いの市区町村の窓口やホームページをご確認ください。



マイナンバーカードを受け取ったら、健康保険証として利用する（マイナ保険証）ためのご登録を！

マイナンバーカードを健康保険証として登録

■利用登録の方法

- ① 「マイナポータル」から行う
- ② 医療機関・薬局の受付（顔認証付きカードリーダー）で行う
- ③ セブン銀行ATMから行う

詳しくは厚生労働省ホームページでご確認いただけます。

詳しくは 🔍

マイナンバーカード 健康保険証利用



マイナンバーについてのお問合せ

マイナンバー総合フリーダイヤル

マイ ナン バー

0120-95-0178

受付時間
(年末年始を除く)

平日: 9時30分～20時00分
土日祝: 9時30分～17時30分

健康保険証として マイナンバーカード をご利用ください

マイナンバーカードの健康保険証等利用の申込みがお済みでない方は、
お手持ちのスマートフォン※から以下の手順でお申し込みください

※ 看護師等が準備したモバイル端末等でも登録可能です。登録後、必ずログアウトしてください。

STEP1 必要なものを準備する

- ・ 申込者本人のマイナンバーカード
- ・ 「マイナポータルアプリ」のインストール



iOS



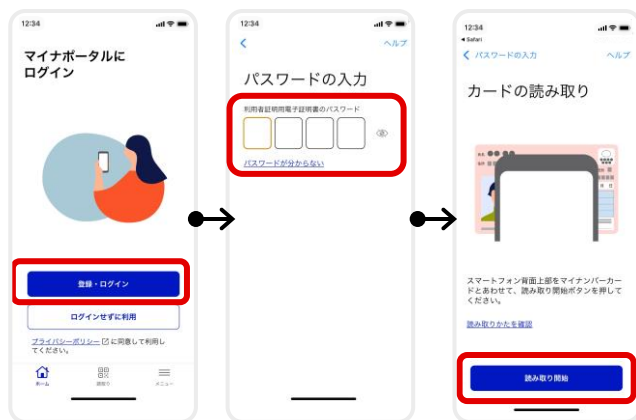
Android



二次元コードが読み取れない場合は「マイナポータル」で検索してください。

STEP2 マイナポータルアプリを起動しログイン

- ・ 4桁の暗証番号の入力
- ・ マイナンバーカードの読み取り

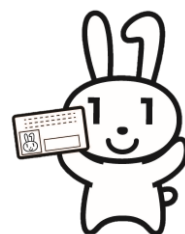


STEP3 健康保険証の利用登録

完了！

- ・ 画面の通り遷移し、「マイナンバーカードを健康保険証として登録する」にチェックを入れ、登録を押す。

- ・ 健康保険証としてご利用いただけます。



従来の健康保険証は令和6年12月2日以降、新たに発行されなくなりました。

※ お手持の健康保険証は有効期限までの間、最長1年間(令和7年12月1日まで)使用できます。

詳しくは厚生労働省Webサイトでご確認いただけます。

詳しくは



マイナンバーカード 健康保険証利用



ひとくらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

よくある質問～マイナ保険証について～

利用者等からマイナ保険証のメリットや仕組みについて質問された際の返答の参考としてご活用ください。

Q

マイナンバーカードって安全なの？

マイナンバーカードには、プライバシー性の高い個人情報記録されないほか、偽造防止などにも対応した万全なセキュリティ対策が施されています。

マイナンバーカードを紛失、または盗難に遭った際は、24時間365日いつでも電話ですぐにマイナンバーカード機能の一時利用停止の手続きができます。(マイナンバーカード総合窓口：0120-95-0178)また、紛失や盗難の場合、原則1週間でマイナンバーカードを再交付できる「特急発行・交付制度」を利用することができます。

Q

マイナンバーカードってどうやってつくるの？

スマートフォン・パソコンからの申請以外にも、証明写真機からの申請や郵便での申請が可能です。また、施設や個人宅等に市区町村の職員が訪問し、申請のサポートを実施している自治体もございますので、詳しくは「マイナンバーカードの申請方法」の資料をご確認いただくとともに市区町村の窓口にご照会ください。

※ マイナンバーカードの交付申請書の記入が困難である場合については、介助者等の代筆のうえ、ご本人が押印を行うことで、有効なものとして認められます。



Q

マイナンバーカードを健康保険証利用することで、利用者側のメリットはあるの？ (何のためにマイナ保険証を使うの？)

医療情報（診療/薬剤・特定健診情報）に基づいたより良い訪問看護を受けることができたり、高額療養費制度を活用する場合の書類での事前申請が不要になったりと様々なメリットがあります。

また、救急現場で、救急搬送中の適切な応急処置や病院の選定、搬送先の病院で活用されます。

Q

毎回マイナ保険証を提示する必要があるの？

マイナ保険証で受付をした場合、毎回の提示は不要です。継続的に訪問看護が行われている間、訪問看護ステーション内で資格情報を確認できるため、毎回提示する必要がなくなります。

Q

「電子証明書が失効しています」と表示されました。 どうすれば良いですか？

「電子証明書が失効しています」と表示された場合は、訪問看護等において、マイナ保険証としてご利用できません。そのため、有効期間満了日の3か月前に、ご本人のもとに地方公共団体情報システム機構（J-LIS）から、電子証明書の更新についてのご案内が送付されるほか、訪問看護等の資格確認の際に、マイナ在宅受付Webやマイナ資格確認アプリ画面上で、有効期間が3か月以内である旨のアラートが出ます。こうしたご案内等を受け取りましたら、速やかに手続きを行っていただくようお願いしております。

なお、電子証明書の有効期限が切れた方であっても、有効期限が切れた日から3ヶ月間は健康保険証としてご利用いただける措置を行っています。ただしこの際、保険資格情報の共有のみで、診療情報・薬剤情報等を提供することはできません。健康保険証以外のマイナンバーカードの機能（マイナポータルへのログインやコンビニでの住民票等の交付サービス）はお使いいただけないため、速やかに住民票のある市区町村窓口にて電子証明書の再発行手続きをしてください。

よくある質問～マイナ保険証について～

利用者等からマイナ保険証のメリットや仕組みについて質問された際の返答の参考としてご活用ください。

Q

診療/薬剤、特定健診情報の提供に同意するとどうなるの？

診療/薬剤・特定健診情報などの提供に同意いただくと、一人ひとりの過去の診療・薬剤情報などに基づいたより良い訪問看護を受けることができます。

同意していない情報が閲覧されることはありませんので、ご安心ください。

訪問看護ステーションがどのような情報を閲覧できるかは、マイナ保険証を利用するメリットに関するリーフレットをご確認ください。

なお、提供に同意いただいた場合も訪問看護ステーション内でのみ情報を閲覧できるため、2回目以降の訪問看護の際に必要な応じて閲覧します。



Q

マイナ保険証を利用する際に看護師等に補助を受けることは可能？

利用者ご本人での入力が困難な場合、看護師等が画面を見せながら利用者から同意の有無を確認して入力したり、4桁の暗証番号を入力する以外の操作（マイナンバーカードをかざす等）の補助を行うことは差し支えありません。

Q

暗証番号を忘れました

暗証番号を忘れたり、ロックされている場合でも、マイナンバーカードの顔写真と利用者の顔が同一であることを確認（目視確認）することで本人確認が可能ですので、健康保険証としてご利用いただけます。（マイナ資格確認アプリの場合のみ利用できます。）

※ 暗証番号のロックを解除するためには、住民票のある市区町村窓口等で利用者証明用電子証明書パスワード(4桁の番号)の初期化・再設定を行ってもらう必要があります。

※ 暗証番号の管理に不安がある方の負担軽減のため、暗証番号の設定が不要な「顔認証マイナンバーカード」があります。申請方法等の詳細については市区町村のホームページや窓口でご確認ください。

Q

マイナンバーカードを作らなくても、従来の健康保険証のままでいいの？

令和6年12月2日に従来の健康保険証の新規発行が終了したため、様々なメリットがあるマイナンバーカードの取得と健康保険証利用をご検討ください。

マイナンバーカードを取得されていない場合などは、ご本人の被保険者資格の情報などを記載した「資格確認書」が無償交付されますので、そちらを使用することで、引き続き、一定の負担割合で訪問看護や医療を受けることができます。

また、マイナ保険証を保有している方であっても、マイナンバーカードでの受診等が困難な要配慮者（高齢者、障害者等）は、申請により、資格確認書を無償で交付します。

75歳以上の方については、暫定的な運用として、従来の健康保険証が失効する方に対して、マイナ保険証をお持ちの場合も、資格確認書を無償で申請によらず交付します。

令和6年12月2日時点でお手元にある有効な健康保険証は、最長で1年間(令和7年12月1日まで)使用することができます。

※ 有効期限が令和7年12月1日より前に切れる場合や、転職・転居などで保険者の異動が生じた場合はその有効期限までとなります。

マイナ保険証利用促進のためのお声掛け

利用者等にマイナ保険証を利用促進する際のお声掛けの参考としてご活用ください。

最初のお声掛け

当施設ではマイナンバーカードを健康保険証として利用いただけます。マイナンバーカードをお持ちでしょうか？

はい

マイナ保険証を利用することで、一人ひとりの過去の診療・薬剤情報などに基づいたより良い訪問看護が受けられるなどのメリットがあります。(★)

※「マイナ保険証のメリット」のリーフレットをお渡りする。

マイナ保険証を利用してみませんか？

はい

こちらの端末で情報提供の同意とマイナンバーカードの読み取りをお願いします。

- ※ モバイル端末等でマイナ在宅受付Web または マイナ資格確認アプリを利用し、同意登録とマイナンバーカードの読み取りを行う。
- ※ 必要に応じて「マイナ保険証の使い方」のリーフレットをお渡りする。
- ※ マイナンバーカードの健康保険証登録がされているかわからない場合でも、Web または アプリで読み取ることで健康保険証の利用登録状況が確認できます。利用登録がされていない場合は、Webまたはアプリの手順に沿って登録してください。

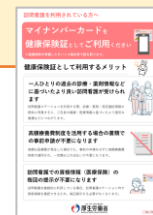


いいえ

いいえ

マイナ保険証を利用することで、一人ひとりの過去の診療・薬剤情報などに基づいたより良い訪問看護が受けられるなどのメリットがありますので、ぜひマイナンバーカードを作成のうえ、マイナ保険証としての利用をご検討ください。(★)

※「マイナ保険証のメリット」のリーフレットをお渡りする。



マイナンバーカードの作成方法について質問を受けた場合

マイナンバーカードの申請方法については、こちらに詳しい説明があります。多くの自治体で出張申請などのサポートもありますので、ぜひ作成をご検討ください。

※「マイナンバーカードの申請方法」のリーフレットをお渡りする。



健康保険証 または 資格確認書のご提示をお願いします。

※ 有効な健康保険証 または 資格確認書を確認する。

(★) 利用促進のお声掛けとして、こちらのお声掛けまで是非お願いいたします。

厚生労働省

オンライン資格確認が未導入の訪問看護ステーションへの対応について

本封書は、令和 7 年 3 月 24 日時点で、オンライン資格確認の導入が完了していない訪問看護ステーションに送付しております。既に導入が完了している場合や、やむを得ない事情に該当する場合には、ご容赦ください。

訪問看護ステーションについては、指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（平成 12 年厚生省令第 80 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき、令和 6 年 12 月から、オンライン資格確認を導入することが原則義務化となっているところです。

今般お示しするオンライン資格確認が未導入の訪問看護ステーションへの対応について、十分ご了知のうえ、オンライン資格確認の速やかな導入を行うようお願いいたします。

記

- 令和 6 年 12 月 2 日より、健康保険証は新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行している。また、令和 7 年 12 月 2 日以降は原則として、利用者が保有するマイナ保険証（健康保険証の利用登録を行ったマイナナンバーカードをいう。以下同じ。）又は資格確認書のいずれかにより資格確認を行うこととなる。
- こうした中、訪問看護ステーションにおいてオンライン資格確認を導入していない場合には、マイナ保険証のみを持参した利用者に対して、追加的に被保険者番号等を確認する必要があるなど、利用者側、訪問看護ステーション側双方に負担が生じることとなるため、まだ導入が完了していない場合には、やむを得ない事情に該当する場合を除き、速やかにオンライン資格確認を導入されたい。
- 今後も、やむを得ない事情に該当する場合を除き、オンライン資格確認が未導入の場合には、地方厚生（支）局長による集団指導の対象に移行する可能性がある旨申し添える。

【お問い合わせ先】

厚生労働省保険局医療介護連携政策課

電話：03-3595-2174

E-mail: suisin@mhlw.go.jp

オンライン資格確認(居宅同意取得型)の導入を行ってください

✓ オンライン資格確認の導入について

- 令和6年12月2日より、従来の健康保険証は新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行しています。
- また、**令和7年12月2日以降**は原則として、**利用者が保有するマイナ保険証か資格確認書のいずれかにより資格確認を行うこととなります。**
- オンライン資格確認を導入していない場合、マイナ保険証のみをお持ちの利用者に対して追加で被保険者番号等を確認する必要があるなど、**利用者側、訪問看護ステーション側双方に負担が生じる**こととなるため、**まだ導入が完了していない場合はオンライン資格確認の導入を行ってください。**



※ 資格確認端末の環境設定情報更新画面で《訪問診療等機能》を「利用する」に設定、ポータルサイト上でも運用開始日の入力が必要です。

✓ 導入していない場合の今後の対応について

- 訪問看護ステーションにおいて、**令和6年12月2日よりオンライン資格確認(居宅同意取得型)の導入が原則義務化となっております。**
- 今後も未導入かつ経過措置の適用を受けていない場合には、地方厚生(支)局長による集団指導の対象となる可能性があります。

✓ 導入の経過措置対象となる「やむを得ない事情」について

- 下記のやむを得ない事情がある訪問看護ステーションについては、「医療機関等向け総合ポータルサイト」から経過措置の届出を行うことで、期限付きの経過措置の適用を受けることができます。

※ 医療保険分のレセプト請求がない施設は、その旨記載した猶予届を提出いただければ経過措置の適用を受けることができます。

やむを得ない事情	経過措置の適用期限
令和6年10月末までにベンダーと契約締結したが、導入に必要なシステム整備が未完了の場合(システム整備中) ※ システム整備中の届出には、システムベンダとの契約日や契約者双方を確認できる契約書・注文書等の添付が必要となります。	システム整備が完了する日まで (遅くとも令和7年6月末まで)
オンライン請求又はオンライン資格確認に必要な光回線ネットワーク環境が整備されていない場合(ネットワーク環境事情)	オンライン請求又はオンライン資格確認に必要な光回線ネットワーク環境が整備されてから6ヶ月後まで
改築工事中の場合	改築工事が完了するまで
廃止・休止に関する計画を定めている場合	廃止・休止まで (遅くとも令和7年6月末まで)
その他特に困難な事情がある場合 ※ 常勤の看護職員その他の従業員の年齢が、平成30年3月31日においていずれも65歳以上(令和6年3月31日現在において、いずれも71歳以上)である場合【介護保険におけるオンライン請求の経過措置と同じ】 ※ 上記の事情と同視できるか個別判断	特に困難な事情が解消されるまで

